



各 位

2025 年 6 月 30 日

会 社 名 川岸工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 清時 康夫
(コード: 5921 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 藪田 浩志
(TEL: 04-7143-1331)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 30 日開催の取締役会において、当社の従業員に対して川岸工業従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)を通じて、譲渡制限付株式を付与する従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社が本年 3 月に創業 120 年目を迎えたことを記念し、導入するものです。

当社の従業員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社の従業員の資産形成の一助とします。

加えて、当社の業績や、株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本持株会に加入する当社の従業員のうち、本制度に同意する者(以下、「対象従業員」といいます。)に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権(以下、「本特別奨励金」といいます。)が支給されます。

対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。

なお、現時点において、本制度に基づき本持株会に対する新株式の発行又は自己株式の処分にに関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は最大 1 億 2 千万円となります。

今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上